

公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン 役員報酬等規程

(総則)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン（以下「本財団」という。）定款第34条の規定に基づき、役員に対する報酬等の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 本規程における役員とは、本財団が定款第27条第1項で定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤とは、本財団を主たる勤務先とし週3日以上勤務する役員をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。ただし、報酬等には、定款第34条第2項に定める費用を含まないものとする。

(報酬の種類)

第3条 報酬等の種類は、次に定めるとおりとする。

- (1) 俸 給
- (2) 通勤手当
- (3) 退 職 金

(報酬等の支給)

第4条 常勤の役員（理事に限る。以下同じ。）については、本規程第6条の範囲内で支給する。ただし、非常勤役員については、支給しない。

(通勤手当)

第5条 公共交通機関を利用して通勤する常勤の役員に対しては、通勤手当として当該交通費の実費相当額を支給する。

(報酬の決定)

第6条 本規程第3条第1項第1号に定める常勤の理事に対する報酬等の額の決定は、月額100万円を上限とし、支給金額は理事会にて決定する。

2. 本規程第3条第1項第3号に定める退職金は、在任期間のうち20年を上限とし、在任期間1年度ごとに、各年度に支給された役員報酬月額に相当する金額を合算して得られた額を上限として、理事会にて決定する。

(報酬の支払)

第7条 役員報酬のうち俸給と通勤手当の計算期間は当月1日から当月末日迄とし、当月25日に本人より指定された本人名義の金融機関口座へ振り込む方法にて支給するものとする。但し、25日が土曜日、日曜日又は国の祝祭日に当たる時は、その前営業日に支給する。

(報酬からの控除)

第8条 法令又は本財団が定める諸規程に基づき、当該役員の役員報酬から控除すべき費用のある時は、これを控除したうえで、報酬等を支払うものとする。

(公表)

第9条 本財団は本規程を法令の定めにより公表するものとする。

(本規程の改廃)

第10条 本規程は、評議員会の決議を経て改廃する。

(その他)

第11条 本規程に定めるもののほか、役員報酬に関する必要な事項は、評議員会の決議を経るものとする。

附則

1 本規程は、公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパンの設立の登記の日から施行する。

(改定日) 2013年8月1日